

公 安 委 員 会	平成28年度における留置施設の巡察の 実施結果について	平成29年6月15日
説明資料No. 1		総務課

1 巡察の実施

警察庁は、平成28年度中、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（以下「刑事収容施設法」という。）に基づき、全1,157留置施設（平成28年4月1日現在）のうち224留置施設に対して巡察を実施した（内部部局実施～58施設、管区警察局実施～166施設）。

2 巡察の実施結果

巡察を実施した224留置施設においては、刑事収容施設法等の定めるところにより、留置管理業務を推進している状況が認められたほか、平成27年度の巡察における指摘事項に対する改善措置が浸透している状況が認められた。また、152施設においては、業務の合理化を推進して留置担当官の業務負担軽減を図ったり、留置担当官の士気高揚・尊厳確保に向けた取組を推進したりするなど、特に良好な事項が認められた。

他方、61施設においては、早急に改善を要する事項が認められ、その旨の指摘を行った。

なお、指摘事項の例は次のとおりであるが、いずれも順次改善措置が図られているところ。

(1) 留置施設の管理運営に関する事項

- 留置施設の非常口を開閉した際、逃走防止のために吹鳴すべき非常ベルが施設場外に吹鳴しないなど、被留置者事故の未然防止等に係る取組に改善を要する。 (3県3施設)
- 留置場内は少なくとも1時間に4回程度巡回することについて留置担当官に徹底されておらず、動静監視のための措置を確実に行うよう改善を要する。 (1府1施設)

(2) 被留置者の処遇に関する事項

- 被留置者が、留置担当官に執拗に言いがかりを付けたり、居室の鉄格子を蹴ったりしているにもかかわらず、問題のある被留置者として組織的に対応することの検討が十分になされていないなどの点で、その対応に改善を要する。 (3都県3施設)

3 今後の取組

平成29年度においても、平成28年度の巡察の実施結果を周知した上で、引き続き、

- 指摘事項に対する改善措置が浸透しているか
 - 業務の合理化を図るとともに、留置担当官の士気高揚・尊厳確保に向けた取組を推進しているか
- 等に着眼して、巡察を実施する。

公 安 委 員 会	平 成 2 8 年 に お け る	平成29年6月15日
説明資料No. 2	行方不明者の状況について	生活安全企画課

1 行方不明者の状況

(1) 受理状況

- 行方不明者届が出された者（以下「行方不明者」という。）は84,850人で、過去10年間ほぼ横ばい 【図表1-1】
- 年齢層別では、10歳代が17,118人と最も多いが、過去5年間では、平成25年をピークに減少、70歳以上の高齢者は、19,707人と過去5年間では最も多く、年々増加傾向 【図表1-2】
- 原因・動機別（「不詳」と「その他」を除く。）では、「疾病関係」が21,852人と最も多く、過去5年間では、年々増加、「疾病関係」以外の原因・動機は、ほぼ横ばい 【図表2-1】
このうち、年齢層別の特徴は、10歳代は「家庭」が原因の半数以上を占め、60歳以上では、年代を増すごとに「疾病」の割合が増加 【図表2-2～図表2-10】

(2) 所在確認状況

- 所在が確認された者は83,865人（過去5年間ほぼ横ばい）【図表3-1】
- 所在確認の態様は、「発見」と「帰宅等確認」で、全体の86.2% 【図表3-1】
- 受理から1週間以内に61,780人（73.7%）の所在を確認 【図表3-2】

2 認知症に係る行方不明者の状況

(1) 受理状況

- 認知症又は認知症の疑いによる行方不明者は15,432人で、過去5年間では年々増加（前年比+3,224人(+26.4%)） 【図表4-1】

(2) 所在確認状況

- 所在が確認された者は15,314人（過去5年間では年々増加（前年比+3,193人(+26.3%)）） 【図表4-2】
- 所在確認の態様は、「発見」と「帰宅等確認」で、全体の96.0% 【図表4-2】
- 「受理当日」に所在を確認した者は11,095人(72.5%)、「2日～7日」は3,974人(26.0%)と、受理から1週間以内に15,069人(98.4%)の所在を確認 【図表4-3】

3 今後の取組

- 行方不明となった原因・動機や行方不明となった当時の状況等を詳細に確認し、家出、疾病等事案に応じた組織的な発見・保護活動を推進。
- 認知症の特性を踏まえ、素早い立ち上がりと体制の確保、届出人からの聴取、幅広い照会等の実施について職員に徹底。
- 認知症による行方不明者数が増加している現状に鑑み、ネットワーク参加機関の拡充、ネットワーク間での連携訓練の実施、情報発信活動の充実強化等行方不明者の早期発見へ向けた連携方策を推進。 【別添】

1 山岳遭難の概況

(1) 発生状況

	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
発生件数(件)	1,484	1,631	1,676	1,942	1,830	1,988	2,172	2,293	2,508	2,495
遭難者数(人)	1,808	1,933	2,085	2,396	2,204	2,465	2,713	2,794	3,043	2,929
死者(人)	259	281	317	294	275	284	320	311	335	319

※ 死者には行方不明者を含む

(2) 特徴

- 過去10年間で見ると、発生件数は1,011件(1.68倍)、遭難者数は1,121人(1.62倍)増加している。死者数は横ばいで推移している。
- 年齢別では、60歳以上が50.6%で、死者の67.4%を占める。
- 月別では登山目的では、7、8月の発生が多く、山菜・茸採り目的では、5月の発生が多い。
- 平成26年以降、外国人による山岳遭難も増加傾向にある。

(3) 警察措置

山岳遭難の発生件数2,495件中2,294件について救助活動を実施し、延べ19,438人を動員、警察用航空機が延べ930回出動

2 水難の概況

(1) 発生状況

	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
発生件数(件)	1,492	1,435	1,540	1,573	1,396	1,448	1,459	1,305	1,450	1,505
水難者数(人)	1,721	1,643	1,905	1,802	1,656	1,714	1,639	1,491	1,635	1,742
死者(人)	876	829	852	877	795	782	803	740	791	816

※ 死者には行方不明者を含む

※「子供」とは中学生以下を示す

(2) 特徴

- 発生件数、水難者数、死者数ともに横ばいで推移している。
- 65歳以上の死者の43.2%が海におけるもの、子供の死者の64.5%が河川におけるものである。
- 死者の行為別では、65歳以上は魚とり・釣りが34.3%と最も高く、子供は水遊びが45.2%と最も高い。

3 対策

(1) 広報・啓発

ア 警察庁の取組

- 警察庁指定広域技能指導官(山岳救助)らのFMラジオ出演
- ホームページに「冬山情報」、山岳遭難及び水難の概況を掲載

イ 各都道府県警察を通じた取組

- 山岳パトロール活動、広報紙、インターネット等による山岳遭難及び水難の防止に資する情報の発信
- 子供の水難防止を目的とした注意看板等の設置による危険箇所の明確な識別措置を管理者等へ要請

(2) 体制の強化

- 警察用航空機、警察用船舶の効果的活用のほか、関係機関等と連携した捜索・救助訓練の実施
- 各都道府県警察の現場活動を統括する山岳遭難救助隊長等を対象とした全国山岳遭難担当官会議の開催

1 事業概要

暴力団等による組織犯罪、少年福祉犯罪等の検挙や被害者の早期保護等に資するため、警察庁の委託を受けた民間団体が、市民から匿名による通報を受け、これを警察に提供して捜査等に活用するもの。事件検挙や被害者保護等に貢献があったと認めた通報には、通報者に対して最高10万円の情報料を支払う。

2 平成28年度中の通報の受理・活用状況**(1) 受理件数**

20,271件

電 話 :	520件 (前年度比 -1件)
ウェブサイト:	19,751件 (前年度比 +8,951件)

(2) 対象事案別通報・検挙等件数

	対象事案								参考情報	合計
	暴力団が関与する犯罪等	犯罪インフラ事犯	薬物・拳銃事犯	少年福祉犯罪	児童虐待事案	人身取引事犯等	特殊詐欺	計		
通報	152件 (3.3%)	155件 (3.3%)	2,557件 (55.1%)	733件 (15.8%)	612件 (13.2%)	182件 (3.9%)	247件 (5.3%)	4,638件	15,633件	20,271件
前年度比	-121件	-77件	+163件	-303件	+104件	-45件	+17件	-262件	+9,212件	+8,950件
検挙等	3件	2件	11件	10件	1件	0件	4件	31件	13件	44件

※ 対象事案の検挙等の件数は、情報料の支払対象件数。

- ・ 薬物・拳銃事犯に係るものが最多(55.1%)。次いで少年福祉犯罪に係るもの(15.8%)。平成24年度以降この傾向が続き、特に薬物事犯に係る通報の増加が顕著。
- ・ 児童虐待の疑いが認められた57件について、都道府県警察から児童相談所に通告。
- ・ 特殊詐欺に係る犯行拠点等の通報(27年から)に基づき4件の事件を検挙。
- ・ 参考情報からも、賭博事件、美容師法違反事件等を検挙。

3 認知度向上に向けた取組み

- ・ 都道府県警察において防犯イベント、歓楽街対策等の各種活動を通じた広報を推進。
- ・ 警察庁ウェブサイトの最上段にポスター等を掲載し、リンクバー等の掲示先を警察署、関係行政機関等の管理サイトに拡大するなど、インターネット上の広報を強化。